

議案第5号

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月5日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大網白里市国民健康保険条例（昭和35年条例第11号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中「この市」を「市」に、「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協
議会」を「国民健康保険運営協議会」に改める。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 市が行う国民健康保険の事務

第1条（見出しを含む。）中「この市」を「市」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 国民健康保険運営協議会

第2条の見出し中「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を「国
民健康保険運営協議会」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11
条第2項の規定により設置する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」と
いう。）の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定
める人数とする。

第3条中「協議会」を「、協議会」に、「規則」を「、規則」に改める。

第5条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）
第42条」を「法第42条第1項」に改める。

第7条中「葬祭費」を「、葬祭費」に改める。

第8条中「保険給付」を「、保険給付」に、「規則」を「、規則」に改める。

第9条第1項を次のように改める。

市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、
これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次の

各号に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第9条第2項中「この市」を「市」に改め、「次」の次に「の各号」を加える。

第10条及び第11条中「別に」を「、別に」に改める。

第13条中「この市は」を「市は、」に、「若しくは虚偽の」を「、若しくは虚偽の」に、「その者に対し10万円以下」を「、その者に対し、10万円以下」に改める。

第14条中「この市は」を「市は、」に、「又は」を「、又は」に、「若しくは虚偽の」を「、若しくは虚偽の」に改める。

第15条中「この市は」を「市は」に、「その徴収」を「、その徴収」に改める。

第16条第1項中「情状」を「、情状」に改め、同条第2項中「納額告知書」を「納入通知書」に、「その発付の日」を「、その発付の日」に改める。

附則に次の7項を加える

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

3 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）に対し、傷病手当金を支給する。

(1) 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者であって、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染した場合、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないもの

(2) 労務に服することができなくなった日を起算日とする3日後の日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に該当する者

4 傷病手当金の支給期間は、労務に服することができない期間（労務に服す

ることができなくなった日から同日を起算日とする2日後の日までの期間を除く。以下「支給期間」という。)とする。ただし、1年6か月を超えないものとする。

- 5 傷病手当金は、支給期間のうち労務に就くことを予定していた日を対象として支給する。
- 6 傷病手当金の額は、1日につき、次の各号のいずれか低い額とする。
 - (1) 支給期間の始期の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の合計額を就労日数で除した金額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）
 - (2) 健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 7 前項の規定にかかわらず、支給対象者に給与等の全部又は一部が支払われる期間における傷病手当金の額は、同項の規定により算定した額から、当該給与等の額を控除した額とする。この場合において、当該給与等の額が同項の規定により算定した額を超えるときは、傷病手当金を支給しない。
- 8 支給対象者（新型コロナウイルス感染症に感染した者に限る。以下同じ。）を使用する事業所の事業主が当該支給対象者に対し本来支払うべき給与等の全部又は一部を支払わなかったときは、市長は、当該支給対象者に対し、本来支払うべき給与等の全部が支払われなかった場合にあつては、附則第6項の規定により算定した額を、本来支払うべき給与等の一部が支払われなかった場合にあつては、同項の規定により算定した額から支払われた給与等の額を控除した額を支給するものとする。
- 9 市長は、前項の規定により支給した傷病手当金の額に相当する額を、当該支給対象者を使用する事業所の事業主から徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和2年1月1日から適用する。